

第 55 期熊本地方最低賃金審議会 令和 7 年度第 2 回 熊本県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 7 日 (木) 15 時 00 分～16 時 20 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室
3 出席者
(公益代表委員) 倉田委員、諏佐委員、本田委員
(労働者代表委員) 齊藤委員、西委員、山本委員
(使用者代表委員) 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

- 4 議 題
(1) 関係労働者等からの意見聴取について
(2) 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
(3) その他

5 議事要旨

補佐

ただ今から令和 7 年度第 2 回熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。

本審に引き続き、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 9 名の委員に御出席いただいていますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に資料についてです。本日は資料 1-1 から 1-4 、資料 2-1 から 2-2 まで用意しておりますので御確認ください。不足がある方は後ほどでも結構ですのでお申し付けください。

続いて公開についてです。一般の方から 4 名の傍聴申込と、報道機関 6 社から傍聴及び取材の申込があっておりまますので報告します。

それでは、以後の議事につきましては、倉田部会長に進行をお願いしたいと存じます。部会長よろしくお願ひいたします。

部会長

皆様こんにちは。先程の本審で、中央最低賃金審議会の会長から目安額についてのお話がございました。この目安額につきましては、前回申し上げたとおり様々な御意見が寄せられております。この中で、本審議会ではできる限り多くの方に御納得いただける結論を目指しまして、既に関係者の方からヒアリングを行いまして、また、 TSMC の進出につきましても熊本県の方から御説明をいただいたところでございます。今後も可能な限りの情報収集に努めてまいりたいと思っております。さらに、本日は

関係労働者等の皆様から御意見を伺うことになっておりまして、非常に貴重な機会だと思っております。最低賃金の決定というのは県民の皆様にとりましても大きな影響を与える重要な判断でございますので、本日の審議が今後の適切な決定につながりますよう委員の皆様、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

補佐

それではカメラ取りはここまでとさせていただきます。

部会長

それでは1番目の議題「関係労働者等からの意見聴取について」であります。

第1回の専門部会での審議に基づきまして、熊本県労働組合総連合会と日本民主青年同盟熊本県委員会から意見聴取を実施することとなっておりますので、事務局から説明をお願いします。

室長

本日、熊本県労働組合総連合会と日本民主青年同盟熊本県委員会から意見聴取を予定しておりましたが、熊本県労働組合総連合会におかれましては、発表を予定されていた方が、急遽所要により出席できないということで、今回の意見申出は辞退しますと連絡があってございます。日本民主青年同盟熊本県委員会におかれましては、委員会を代表して、県役員の山口まりあ様がお見えですので、この後山口様に意見を述べていただきたいと思います。

意見につきましては10分程度を目途に御意見を述べていただきて、5分程度質疑応答の時間を設けたいと思っております。意見陳述の原稿の提出がございますので、皆様のお手元にお配りしております。

以上です。

部会長

ありがとうございます。それでは事務局は山口様の御案内をお願い致します。

(日本民主青年同盟熊本県委員会 山口まりあ氏 陳述準備)

部会長

よろしくお願ひいたします。

それでは所属の団体名と、お名前をおっしゃった上で意見の陳述を始めてください。よろしくお願ひいたします。

山口氏

日本民主青年同盟の山口まりあです。日頃は病院の看護師として働いています。

本日はお時間いただきありがとうございます。時間の関係上お聞き苦しい点があるかと思いますので、お手元の原稿を御覧になり、お聞きいただければと思います。

よろしくお願ひします。

まず日本民主青年同盟の紹介をいたします。日本民主青年同盟、略して民青は、学園・地域・職場など草の根で活動している青年・学生団体です。1923年に設立され

102年の歴史を持ちます。15歳から30歳まで全国約700人のメンバーがおり、各地で活動しています。

先日、7月28日に民青同盟熊本委員会として私を含め3名が熊本労働局への最低賃金引上げ要請に参加しました。この取り組みは3年目になります。

昨年から継続的に取り組んでいる学生向け食糧支援会での「学費・学生生活に関する調査」や街頭アンケート、同盟員からの生の声を紹介しつつ、熊本の最低賃金1,500円を必ず実現してほしいということを訴えたいと思います。

今年の4月に企画した食糧支援会では、昨年以上に申し込みが殺到し、およそ8倍にものぼる人数から申し込みがあり、用意する側としても昨今の米不足で米の手配に苦慮したり、必要な予算も増大するなど、物価高騰の影響を感じさせました。また、食糧支援会は学生向けとはしていますが、昨年同様に一般の方も来られました。事前申し込みで「学生だけではなく一般でも困っている。」「学生限定にしないでほしい。」と意見を寄せてくれた方もいました。

「物価高騰の中、収入はなかなか増えず生活が苦しい。」「食料を削らねば生活できない。」というのは学生だけでなく労働者世代にも切実な問題となっています。ここ数年、毎年平均引上げ額が過去最高を更新し続けていた結果、まだまだ物価高騰に追いついてはいませんが、多くの産業で賃上げが実施され、医療や介護といった公定価格で働く労働者に対する賃上げ政策も始まっています。最低賃金の引上げは学生のみならず全世代、全産業の県民の生活を押し上げ、安定させるために必要だということを重ねて申し上げます。

続けて「学費・学生生活に調査」の調査結果について紹介します。

受け取った物資で嬉しいものについては圧倒的にお米が喜ばれていました。お米をなかなか買えずに困っているという方が昨年に比較してかなり増えています。

アルバイトの目的に関しては、生活費という目的が最も多く、次いで趣味、交友でした。

週のアルバイト時間は20時間以上と回答している方が30%以上で、昨年比で4%増えています。

アルバイトによる悪影響としては、健康悪化・睡眠不足が最も多く、次いで学習意欲低下、部活・サークルの制限でした。就職活動が制限されると回答した学生もいました。

月のアルバイト代は、5万から6万が35%、7万から8万が39%と多かったです。

最近の暮らし向きについては、苦しいと回答した方が全体の36%、普通と回答した方が全体の53%でした。昨年と比較し普通と回答する方が7%減り、苦しいと回答する方が6%増えています。「食事を1日3回から2回に減らした」という声も聞かれました。

スーパーのお米も5kg 4,000円台と未だ高止まりしている状況があり、主食をさえ購入が憚られる状況が続いている。食事回数を減らしているというのも、生存の基本的なレベルが削られている現状を表しています。生活が苦しいと回答している方以外でも食費を減らしている方が多く、こうした食糧支援会で少しでも家計が楽になるように工夫しようとしている学生が多いようです。アルバイトの給料を生活費に充てている学生が多いのも、単なる小遣い稼ぎではなく生きるために不可欠な手段となっていることがわかります。アルバイトに週5日従事するとして、1日あたり4時間以上あてている学生が3割にのぼり、アルバイトにより睡眠不足であったり本業の学習

意欲が低下、さらには就職活動も制限されるなどの支障をきたしています。時給 952 円で 8 万稼ぐには月 84 時間の労働が必要ですが、もしも時給が 1,500 円になつたら月 53 時間で済みます。そうなれば食費を削らなくてよくなったり、体調を崩さず、本業の勉学に打ち込んだりすることもできるはずです。

最後に民青同盟熊本委員会としての訴えです。街頭で「いまの政治にのぞむことはなんですか。」というアンケートを行ったとき、多くの人が「賃上げ」と回答しました。実質賃金が 6 か月連続マイナスとなる中、県民の生活実感としても苦しくなっている現状があります。今の暮らしで切り詰めているものはと聞くと「食費」が一番多いのですが、「交友」、「病院受診」といった返答をされる方も多くいます。国民皆保険で 3 割の負担であるにもかかわらず、医療にアクセスすることさえめらわれる経済状況である人が多くいるということには危機感を覚えます。また、地方から給料が高い首都圏への人口流出も全国的に起きており、特に女性社会減を食い止めていくことは地方創生・少子化対策の面でも重要なことだと思います。

全国一律最低賃金 1,500 円に向けて、どうか熊本県に住む学生や若者を支援する最低賃金の大幅引上げをお願いします。私たちの手が届く範囲での支援や、要請行動ではすべての若者を救うことはできません。

今回の審議会でどうか、学びながら生きていく熊本の実現と、そしてこの地元熊本で、結婚や子育てを望むことができる、健康で働き続けられる、そういう希望を若い世代に持たせられるような答申が出されますことを願います。

ありがとうございました。

部会長

どうもありがとうございました。

今いただきました御意見につきまして、委員の皆様御質問等ございましたら、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

西委員

すみません。

部会長

西委員 どうぞ。

西委員

ありがとうございました。1 つ質問させていただきたいんですが、2 ページの最後の方に、「特に女性社会減を食い止めていくこと」と書いてありますが、ここの意味が分かりづらいというか、どういった意味なのか教えていただけますでしょうか。

山口氏

私もその分野の専門というわけではないのですが、女性社会減という指標があつて、女性の方が男性よりも地方から都市部に流れる人数が多く、そうなつていくと地方の方で少子化が極端に進んだりということが問題となつてゐるようで、熊本はまだいい方だったとは思うんですけれども、かなり地方では進んでいるところがあるということで、こちらも出稼ぎ的に出て行つたりとか、県境に住んでる方とかはより高い福岡

でバイトしたりとか、そういうことが実際にあるということも聞いていますので、こうしたところも検討していただけたらと思っています。

西委員

ありがとうございます。

部会長

ありがとうございます。

他に如何でしょうか。ないのであれば、私の方からよろしいですか。

食料支援会を開催されていて、学生さんだけではなくて一般の方もいらっしゃっているということですが、昨今、物価高が継続して続いている状況で、支援会に見えられる一般の方はどのような方が増えていらっしゃるのかとか、その辺りを実態としてお分かりであれば教えていただけないでしょうか。

山口氏

昨年度トータルで6回ぐらい行っているんですけども、回数を追うごとに人数が増えてきたという状況だったんですが、今年度の4月に行った時は、爆発的に増えていてですね、初回からすると8倍くらい。その前の直近で比べても、2倍以上に増えたっていうのがあります。どうしてもお米が買えないという時期だったというのもあって、お米がもらえたとすることで一般の方も多くみえられていました。来られる方としては、子育て世代のお母様が1人来られたのと、工場勤務だったりとか製造業関係の方か2人来られて、もう1人は業種は分からいいんすけれども、最低賃金で働いてますとおっしゃった方もおられて、計4名で、総数からすると1割程度、一般の方からも問い合わせがありました。

部会長

ありがとうございます。他に如何でしょうか。
よろしいですか。

実態も含めて、いろいろ分からぬところも多い中で、生活実感に基づく意見陳述をいただきました。

私どもも最後の文章にありますように、若い方とか女性も含めて希望を持たされるような、そういう熊本県にしたいという思いは一緒だと思いますので、そういうかたちで少しでも結果が近づけるように審議を続けてまいりたいと思っております。

本日は本当に忙しい中、どうもありがとうございました。

山口氏

ありがとうございました。

(山口氏 退席)

部会長

それでは次の議題2に移らせていただきたいと思います。

「最低賃金に関する基礎調査結果の概要等」つきまして、御説明を事務局からお願ひいたします。

室長

私の方からは資料 1 に関して説明させていただきたいと思います。

お手元に開いていただければと思います。まずはね、最低賃金の基礎調査というものは、地方の最低賃金の審議会における、最低賃金の改正の審議に資する調査ということを目的として、各都道府県労働局で実施しているものになります。

対象事業所は、この中の 3 の (1) と 2 の (2) を見ていただければいいかなと思います。

比較的小規模な事業所ですね、中小規模を対象としている、毎年 6 月の労働者の賃金実態を把握して後程説明しますけれども、未満率、影響率というのを把握することを目的としております。

対象事業場の回答と対象の労働者数に関してはそのページの 3 のですね、(1) (2) のとおりですね。件数は省略させていただきました。その中で 602 件の集計を行ったというふうになっております。

その他、7 の (3) 、これが用語ですけれども、先程、中央最低賃金審議会、藤村会長のメッセージにもありましたけれども、第 1 ・ 四分位数とかいったものがありましたけれども、それについての説明ですね。下から昇順に並べて、例えば第 1 第 10 分位数であればですね、1 番下から 10 等分にして、最初の 10 等分目のことこう言います。それを踏まえてですね、次のページ、裏面の方にいっていただいて、これが今年の調査の結果になります。これで言うと、第 1 ・ 20 分位数というのは、20 等分して最初の 1 番ですねというふうになっております。

この中位数なんですけれども、統計調査の場合はですね、大体平均値なんですけども、この特性値というものはですね、中央値を取っております。これは極端に高い人とかですね、極端に低い人という影響を真ん中の数字、平均ではない真ん中の数字、下から上まで並べて出しているというところになっております。

続きまして資料 1 - 3 ですね。この表を御確認いただければと思います。1 - 3 と 1 - 4 ですね、これが影響率と未満率に特化した表というふうになります。1 - 3 が全労働者、1 - 4 がパート労働者というかたちで作成しております。

現行のですね。熊本県最低賃金は 952 円になります。1 - 3 の 1 ページの 1 番左目を見ていただくと、952 円現行と書いて、その下に地域別最低賃金対象産業計と書いている数字が 2.8 というふうになっていると思います。この後 2.8 というのが未満率を示しております。未満率というのは、現行の最低賃金よりも低い賃金で働いている人の割合というようななかたちになります。これが今年は 2.8 で、ちなみに昨年は 1.7 という数字になります。

その横の現行と書いた一番上の所にプラス 1 円からずっと、あのプラス 30 円、1 枚目ですね。捲っていただいて、一番上にプラス 60 円、3 ページ目にプラス 90 円と書いています。これが、現行の最低賃金をいくら上がったら影響率がいくらになりますかという数字になります。ちなみにですね 1 枚捲っていただいて 2 ページ、1,000 円だったらどうか、切りのいいところで、プラス 48 のところを見ていただくと 1,000 円と書いてあり、これが 19.5 という数字になっております。その 1,000 円と 1,001 円のところですね、こここの差が大きいですけれども、影響率でいうと 1,000 円が 19.5 で、

1001 円のところが 26 というかたちですね、6.5 ポイントいきなり大きくなっている、ちなみにですね、今回、中央最低賃金審議会の目安が示されました、仮に目安どおりというかたちになると、3 ページを見ていただいて、左から 4 番目、プラス 64 円ですね、これが 1,016 円になりますけれども、その場合、最低賃金が上がった場合、今の時給で最低賃金未満になる方がどれくらいかというのが影響率ということになりますけれども、その割合が一般労働者でいうと、28.7% というかたちになります。

次捲っていただいて、資料 1-4 がパート労働者ですけれども、パート労働者の場合の影響率というのは非常に高くなっています、1,000 円で見た場合の影響率、1-4 の 2 ページ目ですね、ちょうど真ん中からちょっと行ったところですけれども、プラス 48 円、1,000 円と書いているのが 36.9% あります。1,000 円から 1,001 円に上がったら 50.1% と半分が影響を受けますよということになっています。因みに次のページ、3 ページでいうと、64 円でいくと 53% というふうになっております。影響率がだんだん上がっています。

これ 90 円までの差になっていますけれども、皆さんに以前お配りしました、このピンクのファイルですけれども、最低賃金に関する基礎調査集計結果、これの一番上を見ていただくと、5 ページ、プラス 100 円までは 1 円単位で計上しています。それを超えると 10 円単位で計上しております。今回 90 円までしか出していなかったので必要があればプラス 100 円までは次回出させていただければというふうに思っております。次回間に合わなければ次々回ぐらいですね、に出させていただきたいというふうに思っております。

以上、私の方から資料 1 について説明を終わります。

部会長

ありがとうございます。

今、御説明いただいた内容につきまして、御質問等あればお願ひいたします。

(特段なし)

それでは、引き続きまして、議題 3 「その他」に入っていきたいと思います。
事務局から御説明をお願いします。

室長

資料 2-1 と 2-2 について御説明させていただきたいと思います。先ほど、基準部長から説明がありましたけれども、中央最低賃金審議会の資料で、「持ち家帰属家賃を除く総合」と「食料品」、これについては、各都道府県のデータもありますという御説明があったかなと思います。

最初の 1 ページ目がこれが、熊本市の消費者物価指数の対前年同月比の推移です。上が令和 7 年期、今期になります。下が令和 6 年期、10 月から昨年の 6 月までになります。これで見るとですね、それぞれ令和 7 年期の方が物価指数というのが上がっているのがわかるかなと思います。なお、こちらの表はですね、第 1 回の専門部会で齊藤委員から要望がありましたものになります。中央最低賃金審議会の方は、その他 3 つ、頻繁に購入する品目など 3 項目ありましたけれども、地方では数字が出せないというものになっておりますので、出せるものがこの 2 つとなっております。

1ページに書いてある裏面を見ていただいて、九州各県の主要都市を書いていますが、これは県全体の数字というのではなく、ほぼ県庁所在地と比較的大きな市町村だけしか出ておりません。熊本市のは熊本県のホームページに「消費者物価指数」というふうに入れていただければ、今年の分も出てきます。6月まで表示されておりまして、参考にしていただければと思います。これで見るとですね、熊本に関しましては、食料を見ますと鹿児島市に次いで高いというような数字になっております。

続きまして、資料2-2について説明させていただきます。これがですね。各ハローワークで実施しております、求人の時の賃金。これが去年の6月と今年の6月時点でございます。

ハローワークの求人の時にですね、フルタイムとパートというふうに分かれています、時給とか月給の上限値と下限値というかたちで表示してるかなと思います。その上限・下限値の6月の期間に出た求人全部を足し上げたものを、求人の件数で割った数字の平均値がそれぞれ上限も下限もパートの上限も下限も平均値というかたちで出させていただいております。これで見ると、当然ながら952円で求人が出ている所もあります。平均なので、こういう数字になってるというふうに考えていただければと思います。

この集計の出所はワークの職業安定業務統計というデータをいただきまして、ハローワーク熊本だけ独自にこの数字を載せているんですけれども、他のハローワークはそこまで集計していないので、安定部から資料をもらいまして、単純に計算した数字になります。

これで見るとハローワーク球磨のパート、下限値で一番低いのがハローワーク球磨の1,035円が一番低い数字になっているかなと思います。

以上、私の方から資料説明させていただきました。

部会長

ありがとうございます。

順番が前後いたしますが、この後の予定で早めに退席しなければいけない委員がおりますので、全員お揃いのところで、次回の開催予定だけ伝達をいたしたいと思います。

次回、開催予定の8月12日の専門部会では基本的見解と金額提示をお願いすることになってございます。皆様には御負担をおかけすることになりますが、実際の金額審議に入れるように、御準備のほどどうぞよろしくお願ひします。

それでは、西委員と岩永委員におかれましてはどうぞ御退席ください。

(岩永委員、西委員 退席)

部会長

それでは、事務局から御説明があった資料につきまして、現時点で委員の皆様から御質問があればお受けしたいと思いますが。齊藤委員の要望の資料がありましたが如何ですか。

齊藤委員

ありがとうございました。特に質問はございません。いい資料をいただいたと思います。ありがとうございます。

部会長

ありがとうございます。
使用者側の委員の皆様はよろしいですか。

浦田委員

すみません。

部会長

浦田委員どうぞ。

浦田委員

消費者物価指数の数字について、今回、代表的な4つの指標が示されていますけれど、非常に残念だったのは、このうち2つの指標は都道府県ごとのデータが全くないということで、ここについては正直、拍子抜けしたかなというふうに思います。

私も実際に見たことがあるんですけど、かなり複雑であるんだろうなとは推測しますので、今後においても、また、本省の方にという話になると思いますが、何か出せるようななかたちでしっかりやっていただければなと思ってます。

それと合わせて、エンゲル係数のデータが今回ありましたけれども、そういったデータというのはございませんか。

補佐

エンゲル係数のデータにつきましては鋭意調査中です。先ほどの「頻繁に購入」「1カ月に1回程度購入」と「基礎的支出項目」につきましては、中分類までのウエイトしかなくて、小売価格につきましては「頻繁に購入」という数字はあるんですが、熊本県のウエイトがないので、これらの数字が出せない状況となっています。

浦田委員

はい、状況は理解しておりますけど、まあ何か、先ほど中央最低賃金審議会の会長がデータに基づく論議をやってほしいと言われているのに、その辺のデータがないというのも腑に落ちないというところがあります。

部長

エンゲル係数についてですが、中央最低賃金審議会の参考資料の5ページで、4つのデータがありますが、これらのデータのうち、本省にて確認したところ「世帯収入第一・十分位」は、都道府県データは出せないが、全体としては出せると聞いておりますので、必要であれば御用意させていただきます。

浦田委員

お願いします。

部会長

データとしてはできるだけ多くあった方がいいと思いますので、御苦労をおかけしますが、可能な限りのデータにつきまして、よろしくお願ひいたします。

他は如何でしょうか。

(原山委員挙手)

部会長

原山委員どうぞ。

原山委員

消費者物価指数のところですけれども、食料がすごく、指数が高いなという感じがしますが、これは何が主に引っ張り上げているとか、そういう分析をされているものはないんですか。

部長

食料のデータの内訳として、大きく分けて生鮮食品と、生鮮食品を除く食料と2つ分かれています、生鮮食品を除く食料の中で、これがかなりの数がありまして、穀類、魚介類、うち生鮮魚介、肉類、乳卵類、野菜・海藻、うち生鮮野菜、果物、うち生鮮果物、油脂・調味料、菓子類、調理食品、飲料、酒類、外食というふうにあります、まだ分析までは至っておらず、御必要ということであれば御用意させていただきます。

原山委員

よろしくお願ひいたします。

部会長

確認いたしますと、例えば、図でいうと参考資料で4ページの「寄与度」の2つ目、生鮮食品を除く食料、プラス2.3%の具体的な内訳というものを、熊本県について数値がわかれれば教えていただけるということですね。

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

他に今日の御説明につきまして、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今日はですね、委員の皆様の御都合もありましたので、次回開催の日程を既にお知らせしておりますが、改めまして8月12日10時から第3回の専門部会を、ここ10階大会議室で開催予定ということでございます。

次回は先ほど申し上げましたように、基本的見解と金額提示をお願いいたします、実質審議に入ってまいりたいと思いますので、御準備をよろしくお願ひいたします。

それでは、本日も御審議に御協力いただきましてありがとうございました。